# 介護予防·日常生活支援総合事業 (総合事業)

# 倉吉市長寿社会課

平成29年2月2日

# 1 総合事業の概要

# 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

現行と同様

現行と同様

事業に移行

〈現行〉

介護給付(要介護1~5)

訪問看護、福祉用具等

介護予防給付 (要支援1~2)

訪問介護、通所介護

介護予防事業

- 〇二次予防事業(元気あっぷ教室)
- 〇一次予防事業(介護予防教室、 なごもう会、介護ボランティア等)

〈総合事業以降後〉

介護給付(要介護1~5)

介護予防給付(要支援1~2)

介護予防•日常生活支援総合事業

(要支援1~2、事業対象者)

- 〇介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス

訪問介護(現行の訪問介護)

通所型サービス

通所介護(現行の通所介護)

・介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)

地

域

支援事業

- 〇一般介護予防事業
  - ・なごもう会、介護予防教室、元気あっぷ 教室、認知症予防教室

地域リハビテーション活動支援事業等

今後多様なサービスを創りあげていく

地 域支援事業

市町で実施

総合事業の構成、サービス内容等

○ 介護予防・生活支援サービス事業

(対象者) 要支援認定を受けた者、基本チェックリストで事業対象者に該当した者

- (実施事業)・ 現行の訪問介護相当
  - ・現行の通所介護相当
  - 介護予防ケアマネジメント
  - 〇 一般介護予防事業

(対象者) 65歳以上の第1号被保険者等

- (実施事業)・ 介護予防普及啓発事業
  - •地域介護予防活動支援事業
  - ・地域リハビリテーション活動支援事業(検討中)

平成29年4月か ら本市で実施す るサービス

介護予防:

日常生活

支援総合

(新しい

総合事業)

事業

介護予防·生活 支援サービス 事業

(従来の要支援者)

- ・要支援認定を受け た者(要支援者)
- 基本チェックリスト 該当者(介護予防・ 生活支援サービス

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問 ①訪問介護 介護相当
  - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
  - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
  - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
  - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業) ・現行の通所 - ①通所介護 介護相当

多様な

サービス

- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- 多様な サービス
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる 自立支援に資する生活支援(訪問型サービ ス・涌所型サービスの一体的提供等)
- ※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を 踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

対象事業者)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

#### 一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- その支援のための活動に 関わる者

①介護予防把握事業

- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- 4)一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

左記の5つのうち必要な事業を 組み合わせて実施。②、③に ついては現在の事業を見直し て実施。⑤については新規実 施を検討中

# 2 対象者と利用手続

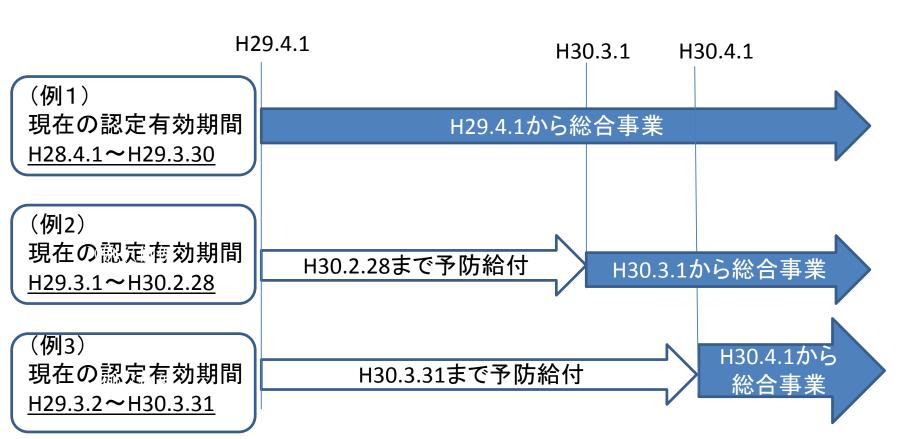
# (1)対象者

- ① 29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定をうけた方 (認定有効期間の開始年月日が29年4月以降の要支援者
- ② 29年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

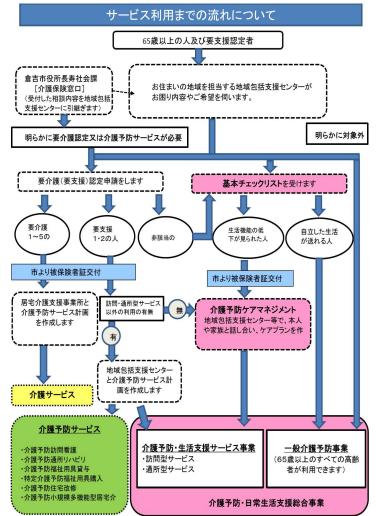
#### 【ポイント】

29年4月より前からの要支援者について、その認定更新等までは、従来の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービスを提供します。 29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護 を利用する場合は、サービスが総合事業に変わります。(要支援者の認定有効期間は現在、最長1年ですので、倉吉市では29年4月から1年かけて移行します。)

# 更新の場合の総合事業への移行について(例)



# (2) 利用手続



※介護保険のサービスと総合事業の両方を利用できますが、内容が重複するサービスは利用できません

## 総合事業のサービス利用流れのイメージ

要介護認定申請をしない場合

①申請手続き 市役所窓口

②包括への情報提供 基本チェックリストの実施

③市への提出

4保険証の発行

「申請書」の提出 担当包括紹介



該当者の情報提供

※申請書と聞き取り内容を 紙面で提供する。

基本チェックリストの実施



基本チェックリスト 介護予防サービス計画 作成依頼の提出

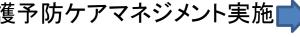


•介護保険証

•負担割合証

•決定通知

⑤介護予防ケアマネジメント実施|



⑥ケアプラン交付 |



アセスメント ケアプラン作成 サービス担当者会議 契約(包括+事業所)



⑧モニタリング



⑨給付管理票作成 国保連合会送付



⑪プラン料の請求 (長寿社会課)

#### 【ポイント】

- I 「認定有効期間の開始年月日までの要支援者」の場合
- ① 総合事業移行期として、次の認定更新・区分変更までは、予防給付として介護予防訪問介護・介護予防通所介護が引き続き行われますので手続き等に変更はありません。
- II 「認定有効期間の開始年月日がH29.4.1からの要支援者」の場合
- ② 予防給付のみ必要な場合⇒「介護予防サービス計画」
- ③ 予防給付と総合事業が必要な場合⇒「介護予防サービス計画」
- ④ 総合事業のみ必要な場合⇒「介護予防ケアマネジメント」
- Ⅲ 「H29.4以降に基本チェックリストにより事業対象者」になった場合
  - ⑤ 事業対象者が総合事業のみを必要な場合☆「介護予防ケアマネジメント」

# 3 平成29年4月移行当初のサービス

# 【訪問型サービス】

サービスの基準

サービスコード

給付期限

利用者負担

限度額管理の有無・方法

事業者への支払方法

単価

3

4

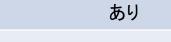
6

10

区分	
 実施時期	
ケアマネジメント	
サービス内容	
サービス提供者	



者



予防給付

介護予防訪問介護

介護予防訪問介護の指定事業

現行

現行

現行

認定更新時まで

介護予防サービス計画

総合事業

倉吉市訪問介護担当サービス

倉吉市訪問介護相当サービスの指定事業者

現行と同様

なし

H29年4月移行の認定更新等から

又は介護予防ケアマネジメントA

新たなコード(種類コードA1又はA2)

介護予防サービス計画

訪問介護員による身体介護、生活援助

1回あたりの単価

介護給付の利用者負担割合と同じ

限度額管理の対象・国保連で管理

国保連経由で審査・支払

# 【通所型サービス】 区分 実施時期 ケアマネジメント

6

10

単価

サービスコード

給付期限

利用者負担

# 予防給付 介護予防通所介護 認定更新時まで 介護予防サービス計画 通所介護事

介護予防通所介護の指定事業

現行

現行

現行

あり

者

	H29年4月移行の認定更新等から
	介護予防サービス計画 又は介護予防ケアマネジメントA
荨	<b>美所の従業員によるサービス</b>

倉吉市通所介護相当サービスの指定事業者

現行と同様

なし

新たなコード(種類コードA5又はA6)

1回あたりの単価

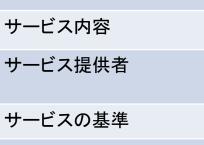
介護給付の利用者負担割合と同じ

限度額管理の対象・国保連で管理

国保連経由で審査・支払

総合事業

倉吉市通所介護担当サービス



限度額管理の有無・方法

事業者への支払方法

# 4 倉吉市訪問介護相当サービス 倉吉市通所介護相当サービス

# (1)サービスコード

## 【倉吉市訪問介護相当サービス】

	市内	事業者	市外事業者		
区分	申請·届出	サービスコード	申請·届出	サービスコード	
・27年3月31日までに介護予防 訪問介護の指定を受けた事業 者(みなし指定事業者)	不要	Α1	不要	Α1	
・27年4月1日から29年3月31日 までの間に介護予防訪問介護 の指定を受けた事業所 ・29年4月1日以降に訪問介護 の指定を受けた事業所	要申請	A2	要申請	A2	

# 【倉吉市通所介護相当サービス】

	市内	事業者	市外事業者		
区分	申請·届出	サービスコード	申請·届出	サービスコード	
・27年3月31日までに介護予防 通所介護の指定を受けた事業 者(みなし指定事業者)	不要	A5	不要	A5	
・27年4月1日から29年3月31日 までの間に7介護予防通所介護 の指定を受けた事業所 ・29年4月1日以降に通所介護 の指定を受けた事業所	要申請	A6	要申請	A6	

# (2)単価

【現行報酬との比較】

現在の介護予防訪問介護 💳	倉吉市訪問介護相当サービス
〇月額包括報酬	<u>〇1回当たりの報酬単価を設定</u>
□要支援1·2 週1回程度 1,168単位/月	□要支援1·2、事業対象者 週1回程度 <u>266単位/回</u> 月4回超えの場合 1,168単位/月 □要支援1·2、事業対象者
□要支援1·2	週2回程度 <u>270単位/回</u>
週2回程度 2,335単位/月	│ 月8回超えの場合 2,335単位/月 │□要支援2
口要支援2 週3回 3,704単位/月	週3回以上 <u>285単位/回</u> 月12回超えの場合 3,704単位/月 口要支援1・2、事業対象者 20分未満
	月22回まで <u>165単位/回</u>

### 報酬算定の例

- (例1) 週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。 →266単位×4回
- (例2) 週に1回程度の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した。 →1. 168単位
- (例3) 週に2回程度の利用者に対し、1月に8回サービスを提供した。 →270単位×8回
- (例4) 週に2回程度の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。 →2. 335単位
- (例5) 週に2回程度の利用者で、1月に9回サービスを提供予定であ ったが、体調不良により1月に3回の提供となった。
  - →270単位×3回

# 【現行報酬との比較】

現在の介護予防通所介護	倉吉市通所介護相当サービス
〇月額包括報酬	○1回当たりの報酬単価を設定
口要支援1 1,647単位/月	□要支援1、事業対象者(週1回程度) <u>378単位/回</u> 月4回超えの場合 1,647単位/月
口要支援2 3,377単位/月	□要支援2(週2回程度)

#### 報酬算定の例

- (例1) 要支援1の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。 →378単位×4回
- (例2) 要支援1の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。 →1.647単位
- (例3) 要支援2の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。 →389単位×8回
- (例4) 要支援2の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。 →3.377単位
- (例5) 要支援2の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により3回の提供となった。
  - →389単位×3回

# (3)利用者負担

介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割)と同じとします。 また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護(介護予防) サービス費相当事業等を実施します。

また、保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時にとられる給付制限と同様な措置については、当面、適用しません。

# (4)利用者負担限度額

指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。 要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適用されている 予防給付の利用限度額内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。 基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、予防給付の 要支援1の利用限度額と同じとします。

〇要支援1•事業対象者 : 5,003単位

〇要支援2 :10,473単位

#### 【ポイント】

事業対象者については、退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような「特段の事情」があるケースについては、事前に協議を行い、一時的に要支援2の限度額まで利用可能です。ただし、その場合は、「特段の事情」について記録を整備し、後日、市の実地指導等で説明できるようにする必要があります。

#### 【利用者区分・サービス利用パターンごとの費用比較】

【利用省色力・ケートの利用パケーンことの資用比較】								
利用者区分	サービス利	用パターン	ケアマネジメント代	支給限度額				
	予防給·	付のみ						
亜士控り		事業(訪問介護)	介護予防支援費	10 472 举				
要支援2	予防給付+	事業(通所介護)		10, 473単位				
	事業(訪問介語	護と通所介護)	介護予防ケアマネジメント費					
	予防給	付のみ						
<b>邢士+</b> □ 4		事業(訪問介護)	介護予防支援費	E 000#4				
要支援1	予防給付+	事業(通所介護)	71 12 7 177 777	5, 003単位				
	事業(訪問介語	護と通所介護)	介護予防ケアマネジメント費					
	事業(訪	問介護)		5, 003単位				
事業対象者	事業(通	<b>所介</b> 護)	介護予防ケアマネジメント費					
	事業(訪問介證	護と通所介護)						

# 5 介護予防ケアマネジメント

# (1) 概要

地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状況に置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援するものです。

また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要です。

- ○利用するサービスが「給付」または「給付+総合事業」 →介護予防支援(給付)
- ○利用するサービスが「総合事業」「一般介護予防事業等」 →介護予防ケアマネジメント(事業)
  - ※一般介護予防事業のみ利用される場合は必要ありません。

		要支援認定者		· 事業対象者
	給付のみ	給付+事業	事業のみ	争未刈豕石
介護予防ケア マネジメント (総合事業)	×	×	0	0
介護予防支援 (予防給付)	0	0	×	×

# (2)実施主体

利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて実施する。 従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を指定居宅事業所へ委託して実施 します。

委託するのは、介護予防ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント) を行うケース

# 〇要支援者

- ○新規の事業対象者は、地域包括支援センターで初回の介護 予防ケアマネジメントを実施し、1クール(概ね3か月)終了後の ケアプランの継続、変更の時点以後であること
- ○要支援の認定有効期間の終了後に変更申請せずチェックリストで事業対象者となった場合

# (3)類型

本市においては、当面は以下の(1)ケアマネジメントAのみ実施します。

(1)ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント)

現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様に、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス調整会議を経て決定します。 利用者との面接によるモニタリングについては、少なくても3月に1回行い、利用者の状況に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておきます。

- (2)ケアマネジメントB(簡素化した介護予防ケアマネジメント)
- (3)ケアマネジメントC(初回のみに、介護予防ケアマネジメント)

# (4)相当サービスにおけるケアマネジメント報酬

平成29年4月提供以降、現行の介護予防支援費(介護予防サービス計画作成費) に相当する「介護予防ケアマネジメント費」が新設されます。

#### 単価

- •月額 430単位
- •初回加算 300単位
- •介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

#### 事業所に委託する場合の単価

- •月額 400単位
- •初回加算 300単位
- •介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

#### 【ポイント】

提供月において、要支援者が総合事業サービスと併せて予防給付を利用する場合は従来どおり、「介護予防支援費」の請求になります。

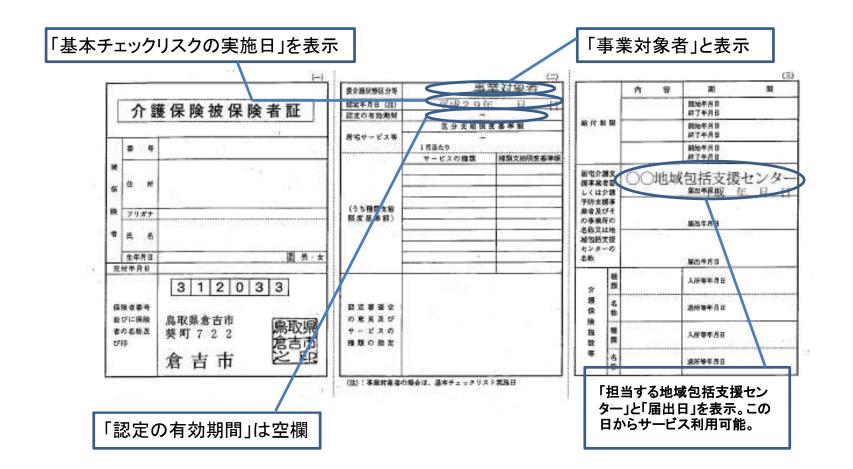
# (5)初回加算の取扱い

初回加算を算定できるのは次の場合です。

- ①当該利用者について、過去2か月以上、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合で、介護予防サービス・支援計画書を作成した場合。
- ②要介護者が要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- 一方、単に次のような場合は、初回加算を算定できません。
  - ○要支援者が認定の更新をして、総合事業のサービスを利用した場合
  - 〇要支援者が事業対象者となった場合(又はその逆の場合)
  - ○予防給付のサービスを使うことになり介護予防ケアマネジメントから介護予防 支援に移行した場合(又はその逆の場合)

# 6 基本チェックリストによる 事業対象者の有効期間

#### 【事業対象者に係る被保険者証のイメージ】



#### 総合事業のみの申請をした場合

#### 〇有効期間

申請した日が開始日。

基本チェックリストにより事業対象者になった者に関しては、有効期間という考え方はないが、サービス提供時の状況や利用者の状況等の変化に応じて、適時、基本チェックリストで本人の状況を確認していただくことが望ましい。(8月19日付介護保険最新情報Q&Aより)

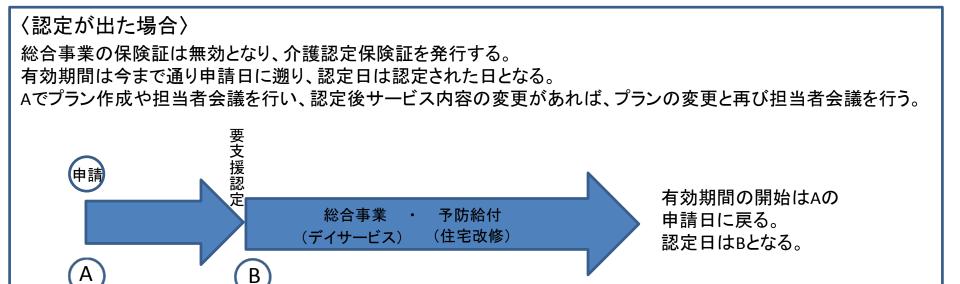
事業対象者に該当してから利用者の状況等の変化がなければ、1年以内に基本チェックリストを 実施することとする。

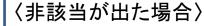
#### ○認定日

保険証の記載欄に基本チェックリストを実施した日を記入。

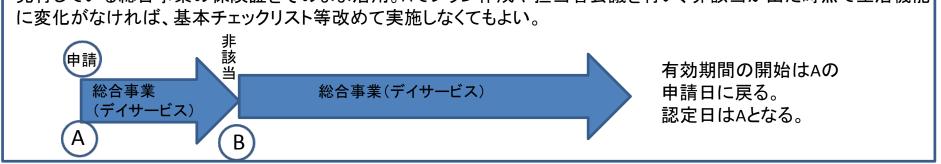
#### 要介護・要支援認定申請をして認定が出る間、総合事業を利用する場合

○認定申請と併せて総合事業の申請を行えば、総合事業の保険証を発行する。 認定が出るまでは、総合事業で利用できるサービスのみの利用となり、総合事業からの給付となる。





発行している総合事業の保険証をそのまま活用。Aでプラン作成や担当者会議を行い、非該当が出た時点で生活機能 に変化がなければ、基本チェックリスト等改めて実施しなくてもよい。



# 7 介護予防ケアマネジメント 関係様式等

#### 倉吉市介護予防·日常生活支援総合事業利用申請書

倉吉市長 様

住 所 氏 名

利用者との続柄

電話

年 月 日

	次	のとま	3り申請し	ます。							
	被保険者番号		者番号		î	人名	F月日		年	月	日
		t t	ガ ナ 名		り す		生年 月日	明・大・		月日	3
被	住 所		所	<del> </del> <del> </del> <del> </del> <del> </del>				電話番号(	-		
保		医猴	接機関名					氏 名		年齢	続柄
険											
者	身		E治医 : 名			世帯					
	体の	vit	: 17			0)					
	状況	疖	名			状況					
						-					
		服务	英中の薬								
		緊急 推絡先 住 所		ŕ	売 柝	有	電話 番号				
ì	車絡分										

申 請理 由		
希望する サービス	□訪問型サービス	□通所型サービス

#### 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

予防支援者しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を	ファイナ   個 人 番 号   生年月日   明・大・昭 年 月日   日が護予防支援事業所名   介護予防支援事業所の所在地 〒 電話番号 ( ) 介護予防支援事業所名   企業計でる居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業所の所在地 〒 電話番号 ( ) 原宅介護支援事業所の所在地 〒 電話番号 ( ) 産業でが護支援事業所の所在地 〒 電話番号 ( ) 産業でが要支援事業所のでは地 〒 電話番号 ( ) 産業では、企業では、企業では、企業では、企業では、企業では、企業では、企業では、企	被			
### ### ### ### ####################	### 世界   日   日   日   日   日   日   日   日   日		好 保 険 :	者 氏 名	被保険者番号
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	### ### ### ### #####################	7リガナ 			48 48 5
明・大・昭 年 月 日  介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者  介護予防支援事業所名	明・大・昭 年 月 日  介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者  介護予防支援事業所名  「職話番号 ( )  「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入してください。 居宅介護支援事業所の所在地  「電話番号 ( )  電話番号 ( )  電話番号 ( )  電話番号 ( )  ( )  ( )  ( )  ( )  ( )  ( )  ( )				
### では、	電話番号 ( )  介護予防支援・介護予防クアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ配入してください。 居宅介護支援事業所名  居宅介護支援事業所の所在地  下 電話番号 ( )  憲子防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等  ※変更する場合のみ配入してください。  参言市長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出します。  平成 年 月 日 住 所 被保険者  氏 名  「被保険者  「職務を関係」  「職務を依頼する事業所が決まり次第連やかに含吉市へ提出してください。  「被保険者を表す。実力の添付  「は渡り1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サービス計画費しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次第連やかに含吉市へ提出してください。  「は渡り1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サマネジメントの作成を依頼する方護予防支援事業所を要する方法である。  「は渡り1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防すマネジメントの作成を依頼する方護予防支援事業所、又は介護予防を受験者とくは介護予防ケアマネジメントを受託する配金介護支援申業所を表する方法で表する方式で表する方法で表する。  「とればれることの表するで表する方法で表する方法で表する方法で表する方法で表する方法で表する方法で表する方法で表する。これで表する方法で表する方法で表する方法で表する。これで表する方法で表する。これで表するで表する。これで表する方法で表する。これで表するこれで表する。これで表するで表するで表するで表する。これで表するで表するこれであれるで表する。これで表するこれで表する。これで表するようで表する。これで表するで表する。これで表するであれるで表する。これで表するこれであれるであれるであれるできれるであれる。これで表するこれであれるできれるこれであれるであれるできれる。これであれるこれであれるこれであれるこれであれるこれであれる。これで表するこれであれるこれであれる。これであれるこれであれるこれであれるであれる。これであれるできれるであれるこれであれる。これであれるできれるであれるできれるできれるであれるできれる。これであれるであれるできれるできれるであれるできれるであれる。これで表するできれるできれるであれるできれる。これでするできれるできれるでもの	介護予防サー	ービス計画・	介護予防ケアマネ	ジメントの作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者
		介護予防支持	援事業所名		介護予防支援事業所の所在地
※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入してください。  居宅介護支援事業所名  居宅介護支援事業所の所在地  電話番号  ( )  護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等  ※変更する場合のみ記入してください。  参変更年月日(平成 年 月 日付)  倉吉市長 様  上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出します。  平成 年 月 日  住 所  被保険者  氏 名  ( )  基本チェックリストの総付  基本チェックリストの総付  「健康) 1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次務速やかに含吉市・機田してください。  2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次務速やかに含吉市・機田してください。  2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次務速やかに含吉市・機田してください。  2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する方法予防支援事業所 又は介護予防支援事業所と変更するときは、変更年日を	※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入してください。 居宅介護支援事業所名  居宅介護支援事業所の所在地  「電話番号 ( ) 電話番号 ( ) 電話番号 ( ) 変更年月日 (平成 年 月 日付) 倉吉市長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出します。  平成 年 月 日 住 所 被保険者 電話番号 ( ) 電話番号 ( ) 電話番号 ( ) で成保険者 電話番号 ( ) では、名 ( ) では、る ( ) では				電話番号 ( )
居宅介護支援事業所名  居宅介護支援事業所の所在地  電話番号 ( )  護子防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ配入してください。  変更年月日(平成 年 月 日付)  倉吉市長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出します。  平成 年 月 日 住 所 被保険者 電話番号 ( )  長 名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	居宅介護支援事業所名  居宅介護支援事業所の所在地  電話番号 ( )  護活番号 ( )  意苦番号 ( )  倉吉市長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出します。  平成 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		11 WY 1 11 1 2 2 4 19	N 21 100 1 124 2	The state of the s
腰子防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ配入してください。	腰子防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ配入してください。			、1万争来日か月護丁田	
腰子防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ配入してください。	腰子防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ配入してください。			_	
腰子防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ配入してください。	腰子防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ配入してください。				電話番号 ( )
変更年月日(平成 年 月 日付)  倉吉市長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出します。  平成 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名  □ 被保険者資格 □ 届出の重複 □介護予防支援事業者事業所番号 □ 基本チェックリストの添付  (注意) 1 この届出書は、要支援設定の申請時又は、介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次事運やかに含吉市・機出してください。 2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次事運やかに含吉市・機出してください。 2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントを受託する角後で発生素的を変更するときは、変更年月日を	変更年月日(平成 年 月 日付)  倉吉市長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出します。  平成 年 月 日 住 所 被保険者 電話番号 ( ) 氏 名  □ 被保険者資格 □ 届出の重複 □介護予防支援事業者事業所番号  基本チェックリストの添付  □ 基本チェックリストの添付  □ 大会に関する事業所が決まり次第連やかに含言市・提出してください。 2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援事業のとは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援事業の方で、大きのより、企業合計の記憶を提齢業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず含吉市へ届け出てください。 届出めない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。	○ 議予防支援事業	第一文は居宅介!	護支援事業所を変更す	
住 所	住 所  被保険者  氏 名  □ 被保険者資格 □ 届出の重複 □介護予防支援事業者事業所番号  基本チェックリストの添付  □ 基本チェックリストの添付  □ 基本チェックリストの添付  □ 表本チェックリストの添付  □ 表示のに表示していまい。  □ おりた はか まった	上記の介護ることを届け	要予防支援事 け出します。		
被保険者 電話番号 ( ) 氏 名 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	被保険者 氏名  (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの 作成を依頼する事業所が決まり次第連やかに含言市・提出してください。 2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援者としくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援者とは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援者によれの意味の方で、オンシトを受託する思名介護支援者業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず含言市へ届け出てください。 届出出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。	平成		日	
氏名  (注意) 1 この届出書は、要文程認定の申請時又は、介護予防サービス計画者しくは介護予防ケ支援事業者事業所番号  「は意) 1 この届出書は、要文程認定の申請時又は、介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次第連やかに含吉市へ提出してください。 2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援事業所を変更するときは、変更年月日を	氏名  (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サービス計画者と、は方護予防ケマネジメントの係付  (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サービス計画者とくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに含吉市・提出してください。  2 介護予防サービス計画者とくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援事業が表されていた。  記入のうえ、必ず含吉市へ届け出てください。  届出地のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。				
□ 基本チェックリストの添付  (注意) 1 この届出書は、要支税認定の申請時又は、介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次第連やかに含吉市へ提出してください。 2 介護予防サービス計画とくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援事業所を変更するときは、変更年月日を	□ 基本チェックリストの添付  (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サービス計画費しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに含吉市・提出してください。 2 介護予防サービス計画者とは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず含吉市へ届け出てください。 届出出のない場合、サービスに係な贵用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。	被保险者	任所		雷託悉县
(決客) 1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの 作成を依頼する事業所が決まり次報速やかに倉吉市・機出してください。 2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護 予防支援者とくは介養予防ケアマネジメントを受託する場を介護を実するときは、変更年月日を	(決客省雑診欄  (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時又は、介護予防サービス計画費しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次第連やかに含吉市へ提出してください。 2 介護予防サービス計画者とくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護予防支援者とは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を配入のうえ、必ず含吉市へ届け出てください。 届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。	被保険者			
作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに含吉市・提出してください。 2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護 予防支援者しくは介護予防ケアマネジメントを受託する原名介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を	作成を依頼する事業所が決まり水第速やかに含吉市・機出してください。 2 介護予防サービス計画者とくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護 予防支援者しくは介護予防ケアマネジメントを受託する原宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を 記入のうえ、必ず含吉市へ届け出てください。 届出出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。	被保険者	氏 名		<ul><li>⊕</li><li>出の重複 □介護予防支援事業者事業所番号</li></ul>
作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに含吉市・提出してください。 2 介護予防サービス計画者しくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護 予防支援者しくは介護予防ケアマネジメントを受託する原名介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を	作成を依頼する事業所が決まり水第速やかに含吉市・機出してください。 2 介護予防サービス計画者とくは介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する介護予防支援事業所、又は介護 予防支援者しくは介護予防ケアマネジメントを受託する原宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を 記入のうえ、必ず含吉市へ届け出てください。 届出出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。		氏 名		<ul><li>⊕</li><li>出の重複 □介護予防支援事業者事業所番号</li></ul>
届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。		<b>保険者確認欄</b>	氏名 被保险 基本等	チェックリストの叡	⊕ 出の重複 □介護予防支援事業者事業所番号 系付

 身元確認
 □運転免許証
 □介護保険証
 □負担割合証
 □欠療保険証
 □介護支援専門員証

 一个機保険証
 ○方護保険証
 □医療保険証
 □戸籍
 □委任状
 □その他(
 )

 個人カード
 □通知カード
 □住民票
 □システム

#### 基本チェックリスト

被保	<b>検者番号</b>				入日		年	F	1 (	)	基本チ	ェックリスト対	
氏名					年	月	B		)地域				
住所	Ŧ						電話	(	)	-			舌支援センタ 東健康福祉 センタ
希望	するサービス内容 訪問型サービス ・ 通所型サービス												
No.				質問	項目						かにOを ください		判定
1	バスや電車	直で一人で:	外出してい	ますか					0.ばい	١ 1	いいえ		$\setminus$
2	日用品の	買い物をして	ていますか						0.ばい	١ 1	いいえ	İ	
3	預貯金のと	出し入れをし	ています	か					0.ばい	1	いいえ	İ	
4	友人の家る	き訪ねてい	ますか						0.はい	1	いいえ	İ	\
5	家族や友	人の相談に	のっていま	きすか					0.はい	1	いいえ	İ	
6	階段を手す	トりや壁をつ	つたわらず	に昇ってい	ますか				0.はい	1	いいえ	^	
7	椅子に座っ	った状態か	ら何もつか	まらずに立	ち上がって	ていますか			0.ばし	١ 1	いいえ	İ	( )/5
8	15分間続	ナて歩いて	いますか						0.ばい	١ 1	いいえ	İ	3/5
9	この1年間	に転んだこ	とがありま	すか					1.ばし	١ (	).いいえ	~	以上
10	転倒に対す	する不安は	大きいです	か					1.ばし	, (	).いいえ	/	
11	6か月間で	2~3kg以	上の体重	減少があり	ましたか				1.ばし	١ (	).いいえ	20	( )/2
12	身長		cm	体重		kg	(BMI=		) (注	)		İ	2/2
13	半年前によ	とべて固い	ものが食~	くにくくなりま	<b></b> したか				1.はじ	١ (	).いいえ	10/20	( )/3
14	お茶や汁料	物等でむせ	ることがあ	りますか					1.ばし	, (	).いいえ	以上	2/3
15	口の渇きた	が気になりる	<b>ますか</b>						1.140	١ (	).いいえ	İ	以上
16	週に1回以	上は外出し	ています	ტა					0.1まし	١ 1	いいえ	İ	該当·非該
17	昨年と比へ	べて外出の	回数が減っ	ていますか	١.				1.ばい	, (	).いいえ	İ	No.16 該当
18	周りの人か	ら「いつも	同じ事を聞	く」などの物	物忘れがあ	ると言われ	ますか		1.はい	١ (	).いいえ	İ	( )/3
19	自分で電話	話番号を調	べて、電話	をかけるこ	とをしてい	ますか			0.ばい	١ 1	いいえ	İ	1/3
20	今日が何」	月何日かわ	からない田	寺があります	<sup>ト</sup> か				1.ばい	١ (	).いいえ	İ	以上
21	(ここ2週間	)毎日の生	活に充実	感がない					1.ばし	١ (	).いいえ		
22	(ここ2週間	])これまで	楽しんでや	れていたこ	とが楽し	かなくなった			1.ばい	١ (	).いいえ	İ	( )/5
23	(ここ2週間	])以前は楽	にできてし	たことが会	はおっく	うに感じられ	.S		1.ばい	١ (	).いいえ	İ	2/5
24	(ここ2週間	こ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない									).いいえ	İ	以上
25	(ここ2週間	)わけもな	く疲れたよ	うな感じが <sup>-</sup>	する				1.ばい	, (	).いいえ	İ	
(注意)	<ul> <li>(注意)① この表における該当(No.12 を除く。)とは、回答部分に「にはい」又は「しい、え」に該当することをいう。</li> <li>② この表における該当(No.12 に限る。)とは、BMI=体重(kg)÷身長(m)・身長(m)が18.5未満の場合をいう。</li> </ul>								4	業対	*象	該当	・非該当
<b>企</b> 罐	<b>多店・日学</b> 生	法支援经合	事業(以下	「经合惠業」	という. 1の	利用にかか	る計画の作	成等 经合	事業の済+	加た領	愛のt-#	に必要す	バカスレき(+
総合事	介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)の利用にかかる計画の作成等、総合事業の適切な運営のために必要があるときは、 総合事業対象者の確認に係る基本チェックリストの記載内容を鳥取市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介ま 経験総数:生物原子の地大重要の実施に必要が適用で関係するメナー場ですることに同意します。												

総合事業対象者の確認に係る基本チェックリストの記載内容を鳥取市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護 保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。 年月日氏名

#### 興味・関心チェックシート

氏名: 年齢:歳 性別(男・女)記入日:H年月	氏名:	年齢:	歳	性別	(男・女)	記入日: H	年	月	E
-------------------------	-----	-----	---	----	-------	--------	---	---	---

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に〇を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除·整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・ 水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			

(出典)「平成25年度老人保健健康増進等事業 医療から介護保険まで一貫した生活行為の自立支援に向けたリハビリテーションの効果と質に関する評価研究」 一般社団法人 日本作業療法士協会(2014.3)

#### 利用者基本情報

#### 門用名签个用刊

作成担当者: 《基本情報》 来所・電話 初回 相談日 年 月 日() その他( ) 再来(前 / ) 本人の現況 在宅・入院又は入所中( フリカ・ナ 男・女 M·T·S 年 月 日生( )歳 本人氏名 Tel 住 所 Fax 障害高齢者の日常生活自立度 自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・2 日常生活 自立度 認知症高齢者の日常生活自立度 自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M 非該当・要支1・要支2・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5 認定・ 有効期限: 年月日~年月日(前回の介護度 総合事業 基本チェックリスト記入結果:事業対象者の該当あり・事業対象者の該当なし 情報 基本チェックリスト記入日: 年 月 日 障害等認定 身障 ( )、療育 ( )、精神 ( )、難病 ( ) 本人の 自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無()階、住宅改修の有無 住居環境 経済状況 国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・・・ 来所者 家族構成 ②=本人、○=女性、□=男性 ●■=死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (相談者) 家 族 (同居家族は〇で囲む) 住 所 構 続 連絡先 成 氏名 続柄 住所・連絡先 緊急連絡先 家族関係等の状況

#### 《介護予防に関する事項》

今までの生活							
	1	日の生活・すご	し方			趣味・導	<b>Eしみ・特技</b>
現在の生活							
状況(どんな							
暮らしを送							
っているか)							
	時間	本人	介護	者・家族			
						友人・均	地域との関係
《現病歴・既往	歴と経過》(翁	<b>斤しいものから</b> 書	<b>詳く・</b> 現	見在の状況	に関	連するものは	必ず書く)
年月日	病名	医療機	関・関	師名		経過	治療中の場合は内容
+/10	7/A 10	(主治医・	意見作	成者に☆)	0	<b>小土 刈</b> 型	/ 原下の物口は内谷
				Tel		治療中	
年 月 日						経観中	
						その他	

				Tel	治療中	
年	月	日			経観中	
					その他	
				Tel	治療中	
年	月	日			経観中	
					その他	
				Tel	治療中	
年	月	日			経観中	
					その他	
				Tel	治療中	
年	月	日			経観中	
					その他	

在利用しているサービス》	
公的サービス	非公的サービス

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、基

本チェックリスト記入内容、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結 果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを、居宅介護支援事業 者、居宅サービス事業者、総合事業におけるサービス事業等実施者、介護保険施設、主治医その他本 事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。 平成 年 月 日 氏名

印

#### 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)

※ ケアマネジメント結果等記録表として使用する際は、網掛け部分の記載は省略可能 No. 初回・紹介・継続 認定済・申請中 要支援1・要支援2 地域支援事業 利用者名 殿 認定年月日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日~ 年 月 日 計画作成者氏名 委託の場合:計画作成者事業者・事業所名及び所在地(連絡先) 計画作成(変更)日 日(初回作成日 担当地域包括支援センター: 年 月 日) 目標とする生活 1日 1年 課題に対する 支援計画 アセスメント領域と 本人・家族の 領域における課題 具体策についての意向 総合的課題 目標と具体策 日標 本人等のセルフケアや家 介護保険サービス 目標についての サービス 事業所 現在の状況 意欲・意向 (背景・原因) 本人・家族 又は地域支援事業 期間 族の支援、インフォーマル の提案 支援のポイント 種別 (利用先) サービス (民間サービス) (総合事業のサービス) (運動・移動について) 口有 口無 ( ) 口有 口無 (日常生活(家庭生活)につ ( ) いて) 口有 口無 (社会参加、対人関係・コ ( ) ミュニケーションについ T) 口有 口無 (健康管理について) ( ) 健康状態について 【本来行うべき支援が実施できない場合】 総合的な方針:生活不活発病の改善予防のポイント

基本チェック地域支援事業						
	運動不足	栄養	口腔内ケア	閉じこもり予防	物忘れ	うつ

□主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点

予防給付または

地域支援事業

	【意見】
地域包括	
支援セン ター	【確認印】

妥当な支援の実施に向けた方針

計画に	関する	司意			
上記計	画につ	いて、	同意し	たし	ます
平成	年	月		В	

計画作成者氏名

利用者氏名

年月日	内容	年月日	内容
		***************************************	
***************************************			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		************************************	
2.3007.000.00000000000000000000000000000			
Read (commod (come (a) ) (10 mm) (40 to m. (40 mm) (40 to m. (40 mm) (40 to m. (40 to		201 Sa (1 S. 201 Store (10 Store 20 1 1 Store (10 Store	10 May 18 May 19 San Children (Child
***************************************			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
		*****************************	
		BANKA RESTENDED DE LE CONTROL DE LA CONTROL	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O

- ※1 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)経過は、具体的には、時系列に出来事、訪問の際の観察(生活の活発さの変化を含む)、サービス担当 者会議の内容、利用者・家族の考えなどを記入し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)や各種サービスが適切に行われているかを判断し、必要な場合には方針変更を行うためのサービス担当者会議の開催、サービス事業所や家族との調整などを記入する。
  - 2 サービス担当者会議を開催した場合には、会議出席者(所属(職種)氏名)、検討した内容等を記入する。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防	支援事業) サービス評価表
-----------------------------	---------------

評価日		

利用者名	<b>7</b>		殿			計画作成者氏名	
目標	評価期間	目標体制状況	目標 達成/未達成	目標達成しない原因 (本人・家族の意見)	目標達成しない原因 (計画作成者の評価)		今後の方針
総合的な	方針			地域包括支援センター意見	1		
H 4 3 10					<u>.</u>	□ プラン継続 □ プラン変更 □ 終了	<ul><li> 介護給付</li><li> 予防給付</li><li> 介護予防・生活支援サービス事業</li><li> 一般介護予防事業</li><li> 終了</li></ul>